

重要事項説明書

指定（介護予防）福祉用具貸与

1. 当事業所が提供するサービスについての相談・苦情などの窓口

事業所名：かなでの杜成田（担当：桑野博之） TEL：0476-37-5015

その他、千葉県国民健康保険団体連合会、各市区町村、地域包括支援センターでも受け付けております。

※ご不明な点は、何でもお尋ねください。

千葉県国民健康保険団体連合会	TEL：043-254-7409
	TEL：
	TEL：

2. サービス事業所の概要

(1) 事業者の概要

事業所名	かなでの杜成田
所在地	千葉県成田市東町156-6 稲垣ビル101
介護保険指定番号	(介護予防)福祉用具貸与(千葉県 1271601658号)
サービス提供地域	成田市・富里市・印旛郡栄町・印旛郡酒々井町・山武郡芝山町
開設年月	平成28年12月1日
利用の対象者	要支援・要介護認定者

(2) 営業時間

月～金曜日（但し、祝日・12/30～1/3は除く）	午前8：30～午後5：30
---------------------------	---------------

(3) 職員体制

	兼務状況	常勤	非常勤	計
管理者	福祉用具専門相談員	1名	名	1名
福祉用具専門相談員	1名は管理者兼務	3名	名	3名

3. サービス内容

事業者は、介護度に従って下表の○を付した福祉用具を貸与します。

福祉用具区分	要支援1・2、要介護1	要介護2・3・4・5
車椅子	×	○
車椅子付属品	×	○
特殊寝台	×	○
特殊寝台付属品	×	○
床ずれ防止用具	×	○
体位変換機	×	○
てすり	○	○
スロープ（※固定タイプのみ販売への選択制対応可）	○	○
歩行器 ※販売への選択制対応可（歩行車を除く）	○	○
歩行補助つえ ※販売への選択制対応可	○	○
認知症老人徘徊探知器	×	○
移動用リフト（吊り具部分を除く）	×	○
自動排泄処理装置（本体部分）	×	○（要介護4・5のみ）

要支援1・2、要介護1～2（自動排泄処理装置に関しては要支援1・2、要介護1～3）のご利用者における貸与対象外商品に関しては、本人の状況によっては利用できる場合があります。また、介護保険外の自費貸与も行っております。

※固定用スロープ、歩行器、歩行補助杖については必要な情報の提供を受けた上で、福祉用具貸与または特定福祉用具販売を選択することができます。提供する情報は以下の通りです。

- (1) 利用者の身体状況の変化に関する医師やリハビリテーション専門職等から聴衆した意見。
- (2) サービス担当者会議等における多職種による協議の結果を踏まえた、生活環境等の変化や福祉用具の利用期間に関する見通し。
- (3) 貸与と販売それぞれの利用者負担額の違い。※
- (4) 長期利用が見込まれる場合は販売の方が利用者負担額を抑えられる事。※
- (5) 短期利用が見込まれる場合は適時適切な福祉用具に交換できる貸与が適している事。※
- (6) 国が示している福祉用具の平均的な利用月数。※

※について、当該重要事項説明書末尾に詳細を記載します。

4. 福祉用具貸与計画の作成

- (1) 福祉用具専門相談員が利用者ごとに、福祉用具貸与計画を作成します。指定特定福祉用具販売の利用がある場合は一体的に作成します。
- (2) 福祉用具貸与計画には、福祉用具の利用目標、具体的な福祉用具の機種、当該機種を選定した理由、当該福祉用具貸与計画の実施状況の把握を行う時期を記載します。その他、関係者間で共有すべき情報は留意事項に記載します。
- (3) 福祉用具貸与計画は居宅サービス計画に沿って作成します。福祉用具貸与計画の作成後に居宅サービス計画が作成された場合は当該福祉用具貸与計画が居宅サービス計画に沿ったものになっているか確認し、必要に応じて変更します。
- (4) 福祉用具貸与計画は利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて作成し、サービス内容等への利用者の意向の反映の機会を保障するため、福祉用具専門相談員は福祉用具貸与計画の作成に当たっては、その内容等を説明した上で利用者の同意を得なければならない。また当該福祉用具貸与計画を利用者及び当該利用者に係る介護支援専門員に交付します。
- (5) 福祉用具貸与計画に記載した時期にモニタリングを行うと共に、その際、居宅サービスの提供状況について記録し、その記録を居宅介護支援事業者に報告します。当該報告は居宅介護支援事業者において福祉用具貸与が居宅介護サービス計画に則して適切に提供されているかどうか、また、当該福祉用具貸与計画策定時からの利用者の身体等の状況等の変化を踏まえ、利用中の福祉用具貸与が適切かどうかなどを確認するために行う。福祉用具専門相談員は、当該モニタリングの結果により解決すべき課題の変化が認められる場合においては当該居宅介護支援事業者とも相談の上、必要に応じて当該福祉用具貸与計画の変更を行います。また、対象福祉用具に係る指定福祉用具貸与の提供に当たっては利用開始時から6月以内に少なくとも1回モニタリングを行い、福祉用具の利用に必要性を確認するとともに、必要に応じて、利用者の選択に当たって必要な情報提供を行います。当該検討に当たっては、リハビリテーション会議又はサービス担当者会議といった多職種が協議する場を活用するほか、関係者への聴衆による方法も考えられる。なお、やむを得ない事情により利用開始時から6月以内にモニタリングを実施できなかった場合においては、実施が可能となった時点において、可能な限り速やかにモニタリングを実施します。

5. 利用料金

- (1) 福祉用具ごとの利用料金は、当社使用のカタログに記載された料金に対して、ご利用者様の介護保険負担割合証に記載されている負担割合になります。
- (2) 貸与料金の具体的な取り扱いはこちらのとおりとなります。

料金設定につきましては、全国の平均価格と当法人の価格を両方説明させていただきます。

区分	内容	料金	自己負担額
貸与開始日	15日以前に使用開始	1か月分の全額	ご利用者様の介護保険負担割合証に準ずる。
	16日以降に使用開始	1か月分の1/2の額	
貸与継続月	1日から月末まで使用	1か月分の全額	
貸与終了月	15日以前に使用終了	1か月分の1/2の額	

	16日以降に使用終了	1か月分の全額	
--	------------	---------	--

※但し、貸与契約の開始と終了が1か月以内に行われた場合は、1か月分の貸与料金をお支払い頂きます。

半月分となった場合に単位数に端数が発生する商品の場合には、小数点第一位は切り捨てとなります。

- (3) 介護保険の支給限度額を超えた分については、全額自己負担となります。
- (4) 料金の支払方法は毎月月末締めとし、翌月15日までに当月分の料金を請求いたしますので、翌月末日までにあらかじめ指定の方法でお支払いください。
- (5) その他の料金として福祉用具納入の際に特別な費用が発生する場合にはその実費を別途請求させていただきます。利用者はサービス提供記録の複写物の交付を受けることができます。但し、複写物にかかる費用については1枚10円の実費を利用者が支払います。

6. サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

まずはお電話などでお申し込みください。当社職員がお伺いいたします。ご面接と同時に契約を結びサービス提供を開始します。居宅サービス計画の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員とご相談ください。介護支援専門員の作成した居宅サービス計画書に基づき、ご本人の身体状況に合わせて、ご利用者様が選択できるよう、同一種目内で、機能や価格の異なる複数の商品を提案いたします。

(2) サービスの終了

- ① お客様のご都合でサービスを終了する場合。
サービスの終了を希望する日の1週間前までに文書でお申し出ください。
- ② 当社の都合でサービスを終了する場合。
人員不足等やむを得ない事情により、サービス提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、終了1か月までに文書で通知いたします。
- ③ 自動終了（以下の場合、双方の通知がなくても自動的にサービス終了します）
 - (ア) 利用者が介護保険施設に入所した場合。
 - (イ) 利用者の要介護認定区分が、非該当（自立）と認定された場合。
 - (ウ) 利用者が死亡した場合。
 - (エ) 事業者が事業を廃止した場合。
- ④ 以下の場合、双方の通知がなくても自動的にサービス終了します。
 - (ア) 利用者が介護保険施設に入所した場合。
 - (イ) 利用者の要介護認定区分が、非該当（自立）と認定された場合。
 - (ウ) 利用者が死亡した場合。
 - (エ) 事業者が事業を廃止した場合。
- ⑤ 当社が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、お客様やご家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、または当社が破産した場合、お客様は文書で解約を通知することによって即座に契約を解約することができます。
- ⑥ お客様が、サービス利用料金の支払いを3か月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず10日以内に支払わない場合、またはお客様やご家族の方などが、当社や当社のサービス従業者に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、当社により文書で通知することにより、即座にサービスを終了させていただく場合がございます。
- ⑦ サービス利用にあたって以下の行為が見られ、改善が見込めない場合はサービスの利用をお断りする場合があります。
 - (ア) 事業所の職員に対して行う暴言・暴力・嫌がらせ、誹謗中傷などの迷惑行為
 - (イ) ハラスメント行為（パワーハラスメント、セクシャルハラスメント、モラルハラスメント等
 - (ウ) サービス利用中に職員の写真や動画撮影、録音等を無断で行う事。またはSNS等に掲載する事。

(3) サービスの休止

利用者が入院などでサービスを休止する場合は速やかに事業者へご連絡ください。その期間により貸与利用料金の発生を休止させていただきます。また、休止期間が1か月以上となる場合には貸与商品を一引き上げさせていただきますのでご了承ください。

7. 第三者評価について

当事業所は第三者評価による評価は受けておりません。

8. 損害賠償

- ① 事業者は、サービスの提供にともない事故が発生した場合は、事業者の故意または過失がない限り当該事故により生じた損害を賠償しません。
- ② 利用者およびその家族が、故意もしくは重大な過失によって貸与商品や事業者職員などに損害を与えた場合は、事業者は当該利用者に対し、その損害について賠償請求することがあります。

9. 虐待防止に関する事項

事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため次の措置を講ずるものとします。

- ① 虐待防止のための対策を検討する委員会を設置し定期的開催する。
- ② 虐待防止のための指針（マニュアル）を整備する。
- ③ 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施。
- ④ 前第3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置。
- ⑤ 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従事者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを関係機関（行政・地域包括支援センター等）に通報するものとする。

10. 感染防止に関する事項

事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次の措置を講じるものとする。

- ① 感染防止のための対策を検討する委員会を設置し定期的開催する。
- ② 感染防止のための指針（マニュアル）を整備する。
- ③ 感染を防止するための従業者に対する研修の実施。
- ④ 前第3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置。

11. 業務継続計画の策定等

事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定福祉用具貸与〔指定予防福祉用具貸与〕の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- ① 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- ② 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

12. 身体拘束の禁止

事業所は、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない事とし、身体的拘束を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録する事とする。緊急やむを得ない場合とは以下のとおりとします。

- ① 切迫性：利用者本人又は他の利用者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高い事。
- ② 非代替性：身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介護方法が無い事。
- ③ 一時性：身体拘束その他の行動制限が一時的なものである事。

13. その他

事業所に対する質問・要望等については事業所として適切に対応いたします。

14. 緊急連絡先について

利用者の処遇に係る連絡調整については下記の通り行います。

第1 連絡者

 (続柄) (連絡先)

第2 連絡者

 (続柄) (連絡先)

15. 福祉用具販売と特定福祉用具販売を選択する際の費用の比較について
 (価格については在庫状況により変動する事があります)

固定用スロープ	
【貸与：一月当たり】 500円～4,620円 1割負担：50円～462円 2割負担：100円～924円 3割負担：150円～1386円	【販売】 3,500円～82,000円 1割負担：350円～8,200円 2割負担：700円～16,400円 3割負担：1,050円～1386円
国が示している福祉用具の平均的な利用月数：13.2か月	

歩行器 (歩行車を除く)	
【貸与：一月当たり】 2,300円～2,700円 1割負担：230円～270円 2割負担：460円～540円 3割負担：690円～810円	【販売】 17,000円～44,800円 1割負担：1,700円～4,480円 2割負担：3,400円～8,960円 3割負担：5,100円～13,440円
国が示している福祉用具の平均的な利用月数：11.0か月	

単点杖	
【貸与：一月当たり】 1120円 1割負担：112円 2割負担：224円 3割負担：336円	【販売】 9,100円～10,400円 1割負担：910円～1,040円 2割負担：1,820円～2,080円 3割負担：2,730円～3,120円
国が示している福祉用具の平均的な利用月数：14.6か月	

多点杖	
【貸与：一月当たり】 980円～2000円 1割負担：98円～200円 2割負担：196円～400円 3割負担：297円～600円	【販売】 9,300円～22,500円 1割負担：930円～2,250円 2割負担：1,860円～4,500円 3割負担：2,790円～6,750円
国が示している福祉用具の平均的な利用月数：14.3か月	

特定福祉用具販売について、年度締めで年間100,000円まで利用可能。同等品目について、複数購入の場合は特別な事情がある場合に限り可能です。特別な事情とは、単点杖や固定用スロープなど、複数利用する事が想定される場合となります。販売品は原則新品のみとなり、販売品の修理、部品交換にかかる費用は実費となります。

【 会社の概要 】

社名 株式会社かなでの杜
設立 平成23年12月
所在地 千葉県成田市東町156-6
代表者 代表取締役 桑野 博之

【事業内容】
介護事業

上記の内容の説明を受け、了承しました。

令和 年 月 日

【利用者】

住 所：

氏 名：

署名代行者（代理人）

私は、本人の契約意思を確認し署名代行いたしました。

住 所：

氏 名：

続 柄：

（介護予防）福祉用具貸与サービス提供の開始に際して、上記内容の説明を行いました。

【事業者】

千葉県成田市東町156-6
株式会社かなでの杜
代表取締役 桑野 博之

【事業所】

千葉県成田市東町156-6 稲垣ビル101
かなでの杜成田（指定番号 1271601658 千葉県）
【管理者】 桑野 博之